○東北地方整備局告示第百六十四号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年十月十六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年十月十六日　東北地方整備局長　川瀧　弘之

路線名	供用開始の区間
四号	仙台市宮城野区鶴ケ谷字京原二〇三番から同市宮城野区鶴ケ谷字京原二〇八番まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ）

供用開始の期日　平成二十七年十月十六日

○東北地方整備局告示第百六十五号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年十月十六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年十月十六日　東北地方整備局長　川瀧　弘之

㈠	道路の種類	一般国道	
㈡	路線名	七号	
㈢	道路の区域	区間	変更前敷地の幅員延長
			後別
		にかほ市象潟町小滝字梨ノ木台一番一から同市前川字中山五番四まで	前　二八・四〇～三一三・六〇メートル　五・四四〇キロメートル
			後　二八・四〇～二七四・八一メートル　五・四四〇キロメートル
㈣	図面縦覧場所	東北地方整備局及び同局秋田河川国道事務所	

○東北地方整備局告示第百六十六号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第四十八条の二第二項の規定に基づき、次のとおり自動車専用道路を指定するので、同条第四項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年十月十六日から二週間東北地方整備局及び同局秋田河川国道事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十七年十月十六日　東北地方整備局長　川瀧　弘之

一	道路の種類　一般国道
二	路線名　七号
三	指定する道路の部分

区間	敷地の幅員延長
にかほ市象潟町小滝字梨ノ木台一番一から同市金浦字吉森一五八番一まで	一三・〇三～二四九・一三メートル　七・三二四キロメートル

四　指定する期日　平成二十七年十月十六日

○東北地方整備局告示第百六十七号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年十月十六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年十月十六日　東北地方整備局長　川瀧　弘之

路線名	供用開始の区間
七号	にかほ市象潟町小滝字梨ノ木台一番一から同市金浦字吉森三一八番

供用開始の期日　平成二十七年十月十八日

○東北地方整備局告示第百六十八号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年十月十六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年十月十六日　東北地方整備局長　川瀧　弘之

路線名	供用開始の区間
四十五号	岩手県下閉伊郡山田町織笠第一一地割一番一一五から同町織笠第一一地割四四番二まで

供用開始の期日　平成二十七年十月十八日

○北陸地方整備局告示第百十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の事業計画の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十七年十月十六日　北陸地方整備局長　藤山　秀章

一	施行者の名称　富山県
二	都市計画事業の種類及び名称　富山高岡広域都市計画道路事業三・四・四二六号戸出東西中央線
三	事業施行期間　自平成二十七年十月十六日至平成三十四年三月三十一日
四	事業地
	収用の部分　富山県高岡市戸出町二丁目、戸出町三丁目、戸出伊勢領地内
	使用の部分　なし

○北陸地方整備局告示第百十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の事業計画の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十七年十月十六日　北陸地方整備局長　藤山　秀章

一	施行者の名称　富山県
二	都市計画事業の種類及び名称　南砺都市計画道路事業三・四・四号井波城端線
三	事業施行期間　自平成二十七年十月十六日至平成三十三年三月三十一日
四	事業地
	収用の部分　富山県南砺市北野字向川原島、理休字東島、理休、北野地内
	使用の部分　なし

○北陸地方整備局告示第百十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の事業計画の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十七年十月十六日　北陸地方整備局長　藤山　秀章

一	施行者の名称　富山県
二	都市計画事業の種類及び名称　富山高岡広域都市計画道路事業三・四・四五三号高岡新駅停車場線
三	事業施行期間　自平成二十七年十月十六日至平成三十一年三月三十一日
四	事業地
	収用の部分　富山県高岡市羽広、和田、羽広一丁目地内
	使用の部分　なし

○北海道開発局告示第百六十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十七年十月十六日　北海道開発局長　本田　幸一

一	施行者の名称　北海道
二	都市計画事業の種類及び名称　函館圏都市計画道路事業三・三・七十七号空港通及び三・三・四十九号空港ターミナル通
三	事業施行期間　自平成二十七年十月十六日至平成三十三年三月三十一日
四	事業地
	収用の部分　北海道函館市高松町及び上湯川町地内
	使用の部分　なし